

条例・規則

(様式等は省略)

○ 八 尾 市 廃 棄 物 の 減 量 及 び 適 正 処 理 に 関 す る 条 例

平成16年12月27日
条例第27号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年八尾市条例第8号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 生活環境の保持（第7条）
- 第3章 廃棄物の減量等の推進（第8条—第12条）
- 第4章 廃棄物の適正な処理（第13条—第23条）
- 第5章 事業系一般廃棄物の減量施策（第24条・第25条）
- 第6章 一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等（第26条—第29条）
- 第7章 一般廃棄物処理手数料（第30条・第31条）
- 第8章 一般廃棄物処理業の許可等（第32条—第38条）
- 第9章 雑則（第39条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、物の再使用を促進するとともに、排出される廃棄物については、分別を行い再生利用及び熱回収を図った上で適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- （2）事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （3）家庭系廃棄物 事業系廃棄物以外の廃棄物で家庭において生じた廃棄物をいう。
- （4）資源化 再使用、再生利用又は熱回収により、不要となる物を資源として利用することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、資源化をすることができる物（以下「資源物」という。）の分別収集及び一般廃棄物処理施設における資源物の回収を行うことにより、一般廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。

3 市は、再使用又は再生利用により回収された資源を用いた製品の普及に努めなければならない。

4 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

5 市は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する市民及び事業者の意識の高揚を図るとともに、その実施に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう必要な措置を講じなければならない。

6 市は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する調査研究等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生を抑制し、及び物の開発、製造、加工、販売等に際して、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難になることのないよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市民が物品を購入するときに、当該物品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、物の再使用を図ることにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、物品の購入に際しては、当該物品の内容、包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した物品を選択するよう努めなければならない。
- 3 市民は、不要品交換等による再使用及び集団回収等の再生利用を促進するための自主的活動に参加し、協力するよう努めなければならない。
- 4 市民は、廃棄物を分別して排出する等再生利用及び廃棄物の適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(相互協力等)

第6条 市民、事業者及び市は、廃棄物の発生を抑制、再使用の促進、再生利用及び廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、相互に協力し、連携しなければならない。

第2章 生活環境の保持

(良好な生活環境の保持等)

第7条 土地又は建物の占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）は、不法投棄を誘発することのないよう当該土地又は建物を適正に管理するとともに、その土地又は建物及びそれらの周囲を清潔に保持しなければならない。

- 2 土木、建築等の工事を行う者は、不法投棄を誘発し、又はまちの景観を損なうことのないように、当該工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、これらの物が飛散し、又は流失することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

第3章 廃棄物の減量等の推進

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

(廃棄物減量等推進審議会)

第9条 法第5条の7第1項の規定に基づき、八尾市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第10条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(ごみ減量推進員)

第12条 市長は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する施策を推進するために、ごみ減量推進員を委嘱することができる。

- 2 ごみ減量推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

- 2 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物の処理に支障が生じない範囲において事業系一般廃棄物を処理するものとする。

(一般廃棄物の排出方法等)

第14条 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、排出しなければならない。

- 2 占有者等は、一般廃棄物を排出するときは、減量及び減容の処理をして排出するよう努めなければならない。

(一般廃棄物の処理の届出)

第15条 占有者等は、市が実施する一般廃棄物(動物の死体を除く。)の収集、運搬及び処分を必要とし、又は必要としなくなった場合は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(動物の死体)

第16条 市民は、飼養する動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(事業者に対する市長の指示等)

第17条 市長は、粗大ごみ、臨時ごみ又は規則で定める品目若しくは量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

- 2 前項の規定により指示を受けた事業者は、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に規定する基準に基づき、運搬し、又は処分しなければならない。

(資源物の取扱い)

第19条 第14条の規定により一般廃棄物処理計画に従い市長が指定する袋によって排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市以外のものは、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(共同住宅等廃棄物管理責任者等)

第20条 規則で定める共同住宅等の所有者又は管理者(以下「共同住宅等の所有者等」という。)は、居住者が家庭系廃棄物を適正に排出しないときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

- 2 共同住宅等の所有者等は、居住者に対し、家庭系廃棄物が適正に排出されるよう排出日時、排出容器及び排出方法を周知し、当該廃棄物の集積場所の適正な管理に努めなければならない。
- 3 規則で定める共同住宅等を建設しようとする者(以下「共同住宅等の建設者」という。)は、あらかじめ市長に届け出て、その指示に従い家庭系廃棄物の集積場所を決めなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第21条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合に、市における適正な処理が困難であると認められる物を適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。
- 3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任で、その回収等の適切な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 4 市民は、前項の規定により事業者が適正処理困難物の回収等の措置を講ずるときは、これに協力しなければならない。

(排出禁止物)

第22条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のあるもの
 - (2) 危険性のあるもの
 - (3) 引火性のあるもの
 - (4) 著しく悪臭を発するもの
 - (5) 容積又は重量の著しく大きいもの
 - (6) 特別管理一般廃棄物
 - (7) 法令に基づき、事業者によって適正に収集し、運搬し、処分されることが予定されているもので、かつ、市による収集が不適切であると市長が認めるもの
 - (8) 前各号に定めるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を困難にし、又は市の一般廃棄物処理施設（大阪市並びに八尾市の行政上の協力に関する協定書に基づく焼却工場を含む。以下同じ。）の機能に支障が生ずると市長が認めるもの
- 2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物処理施設への受入れ基準等)

第23条 占有者等（占有者等から一般廃棄物の運搬の委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。）は、市の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入する場合には、規則で定める受入れ基準に従わなければならない。

- 2 市長は、占有者等が前項に規定する受入れ基準に従わない場合は、当該一般廃棄物の市の一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

第5章 事業系一般廃棄物の減量施策

(多量排出事業者に対する指示等)

第24条 多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者（以下「多量排出事業者」という。）は、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関する実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 多量排出事業者は、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、事業系廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
- 3 市長は、前2項に定めるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、多量排出事業者に対し、必要な事項を指示することができる。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第25条 事業用建築物に係る占有者等は、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

- 2 事業用建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の建設者は、

事業系一般廃棄物の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第6章 一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第26条 法第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧等の手続)

第27条 市長は、対象施設の設置等（対象施設の設置又は法第9条の3第7項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。）に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨その他規則で定める事項を告示し、当該調査書について当該告示の日の翌日から起算して1月間、市の所管する部その他市長が定める場所において縦覧を行うものとする。

2 対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を市長に提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第28条 対象施設の設置等に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村の長との協議)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域の属する市町村の長に、調査書の写しを送付し、当該区域における当該調査書の縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1) 対象施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 対象施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 対象施設の設置等により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第7章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第30条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関しては、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定期収集するごみ及び粗大ごみについては、一般廃棄物処理手数料は徴収しない。

2 前項に規定する手数料の基礎となる数量及び人員その他手数料の算定並びに徴収方法等に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第31条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する手数料を減免することができる。

2 前項に規定する手数料の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物処理業の許可等)

第32条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請書を提出

しなければならない。

(変更の許可等)

第33条 前条に規定する許可を受けた者が法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

2 前条に規定する許可を受けた者が法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出を行おうとするときは、規則で定めるところにより市長に届出書を提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第34条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

(許可証の交付等)

第35条 市長は、前3条に規定する許可又は許可の更新の申請を受け、当該申請に係る許可又は許可の更新をするときは、許可証を交付するものとする。

2 第32条又は前条に規定する許可又は許可の更新に係る許可証の有効期間は2年とし、第33条第1項に規定する変更の許可に係る許可証の有効期限は変更前の許可の満了の日までとする。

3 第1項の許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその理由を市長に申し出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止及び返納)

第36条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 許可業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 許可証の有効期間が満了したとき。

(2) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の全部を廃止したとき。

(3) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

(4) 許可証の再交付を受けた後に亡失した許可証を発見したとき。

(許可申請等手数料)

第37条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可申請者 5,000円

(2) 法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可更新申請者 5,000円

(3) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業許可申請者 5,000円

(4) 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業許可更新申請者 5,000円

(5) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業変更許可申請者 5,000円

(6) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物処分業変更許可申請者 5,000円

(7) 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業許可申請者 5,000円

(8) 第35条第3項に規定する許可証の再交付申請者 2,500円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可の取消し等)

第38条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法、条例又は規則で定める事項に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 規則で定める許可基準に該当しなくなったとき。

(4) 市民に著しく迷惑をかけたとき。

(5) 市長の指示に従わなかったとき。

第9章 雑則

(指導及び助言)

第39条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収等)

第40条 市長は、法第18条に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他関係者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。

(勧告)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する違反者に対し、期限を定めて改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 占有者等が第7条の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められるとき。
- (2) 占有者等が第14条又は第22条の規定に違反していると認められるとき。
- (3) 事業者が第17条の規定による指示に違反していると認められるとき。
- (4) 共同住宅等の所有者等が第20条第1項又は第2項の規定に違反していると認められるとき。
- (5) 共同住宅等の建設者が第20条第3項の規定に違反していると認められるとき。
- (6) 多量排出事業者が第24条の規定に違反していると認められるとき。
- (7) 事業用建築物の占有者等が第25条第1項の規定に違反していると認められるとき。
- (8) 事業用大規模建築物の建設者が第25条第2項の規定に違反していると認められるとき。

(受入れの拒否)

第42条 市長は、多量排出事業者、事業用建築物の占有者等又は事業用大規模建築物の建設者が、前条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、その排出する事業系一般廃棄物の市の一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

(立入検査)

第43条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日（平成17年10月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第30条関係）

種 類	取扱区分及び手数料
ご み	<p>1 事業用手数料</p> <p>(1) 収集、運搬及び処分を伴うもの</p> <p>ア 基本手数料</p> <p>可燃収集 1回1袋につき100円</p> <p>可燃以外の収集 1回1袋につき60円</p> <p>イ 特別手数料</p> <p>可燃収集が週3回するとき 1袋につき月額1,000円</p> <p>可燃収集が週6回するとき 1袋につき月額4,000円</p> <p>週2回の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のみを徴収し、週3回以上の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のほか収集回数に応じて特別手数料を徴収する。</p> <p>(2) 終末処分のみ</p> <p>(1)の収集体系によらない多量の終末処分については、大阪・八尾両市のごみ焼却に関する協定書に基づく委託料に相当する額により算出した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。）とする。</p> <p>2 事業用以外の手数料</p> <p>(1) 臨時手数料（特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下同じ。）を除く。）積載量1トンにつき6,000円</p> <p>ただし、収集及び運搬を除く終末処分の場合 10キログラムにつき40円</p> <p>(2) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 1個につき2,500円</p>
し 尿	<p>1 普通手数料</p> <p>(1) 一般家庭</p> <p>次のア及びイの合計額とする。</p> <p>ア 世帯割 便槽1個につき月額400円</p> <p>イ 人頭割 家族数1人につき月額200円</p> <p>ただし、簡易水洗便槽の場合は、次の(2)により算定する。</p> <p>(2) 一般家庭以外のもの 18リットルにつき160円</p> <p>2 特殊手数料</p> <p>(1) 臨時のくみ取り作業 18リットルにつき160円</p> <p>ただし、その額が2,000円未満の場合 2,000円</p> <p>(2) 便槽の取壊しの際のくみ取り作業 18リットルにつき160円</p> <p>ただし、その額が4,000円未満の場合 4,000円</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、普通手数料によりがたいくみ取り作業は、別に市長が定める。</p>
その他の 廃棄物	<p>飼養する動物の死体 1体につき2,000円</p> <p>ただし、収集及び運搬を除く終末処分の場合 1体につき1,000円</p>

○ 八尾市 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成17年10月1日
規則第42号

改正 平成19年3月30日規則第38号

八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年八尾市規則第13号）の全部を改正する。
八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年八尾市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

（一般廃棄物処理計画）

第3条 条例第8条第1項に規定する一般廃棄物処理計画とは、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）、八尾市生活排水処理基本計画及び八尾市一般廃棄物処理実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）とする。

（ごみ減量推進員）

第4条 条例第12条第1項のごみ減量推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）の減量、資源化及び適正な処理の推進並びに清潔の保持（以下「廃棄物の減量等」という。）に関して市が実施する施策に積極的に協力すること。
- (2) 廃棄物の減量等に関する市民の自主的な活動の推進を図ること。
- (3) 廃棄物の減量等に関する啓発を行うこと。
- (4) その他廃棄物の減量等に関し市長が定めること。

2 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員は、再任されることができる。

4 その他推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物の排出方法等）

第5条 家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げるところにより排出しなければならない。

- (1) 家庭系廃棄物を排出する場合は、一般廃棄物処理実施計画に規定する区分に応じて定められた収集日に所定の場所に持ち出すこと。ただし、年末年始その他これにより難しいときは、市長が別に定めるところにより持ち出すこと。
- (2) 可燃ごみ、埋立ごみ又は複雑ごみを排出する場合は、一般廃棄物処理基本計画に従い市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）を使用すること。
- (3) 資源ごみを排出する場合は、当該ごみを洗浄した上で、指定袋を使用すること。
- (4) 粗大ごみ又は臨時ごみを排出しようとする場合は、当該ごみの種類、形状及び量を明らかにしてあらかじめ市長に申し込み、その指定を受けた日及び場所に持ち出すこと。この場合において、当該ごみが飛散し、又は転倒等しないように措置するとともに、交通の障害又は災害の誘発にならないように配慮すること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集を

行わないことができる。

- (1) 前項各号に定める方法により排出されていないと認められる場合
- (2) 著しく破損し、又は損傷した指定袋が使用された場合
- (3) 第7条第1項又は第3項の届出がない場合

3 第1項第1号から第3号までの規定は、市が収集する事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）について準用する。

4 指定袋の配付方法は、市長が別に定める。

5 前各項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬）

第6条 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）を排出しようとする者は、同法第9条の規定に基づく小売業者の引取義務のない場合に限り、当該特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することができる。ただし、事業者は、その事業活動に伴って生じた特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することはできない。

2 特定家庭用機器廃棄物を市に引き渡すときは、同法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票を添付しなければならない。

（一般廃棄物の処理の届出）

第7条 土地又は建物の占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）は、条例第15条の規定による届出を次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) し尿の収集、運搬及び処分を依頼するときは、当該処理をすべき日の10日前までに届け出ること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物又は事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を依頼するときは、あらかじめ届け出ること。

2 市長は、前項の届出に関し、必要に応じて当該届出の内容について調査することができる。

3 占有者等は、第1項の届出の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

（処理を指示することができる事業系一般廃棄物）

第8条 条例第17条第1項の規則で定める品目は、特定家庭用機器廃棄物及び市長が別に定める品目とする。

2 条例第17条第1項の規則で定める事業系一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）の量は、指定袋1袋を超える量とする。

（共同住宅等）

第9条 条例第20条第1項及び第3項の規則で定める共同住宅等は、共同住宅又は長屋であつて、住宅戸数が20戸以上のものとする。

（適正処理困難物の指定）

第10条 市長は、条例第21条第1項の規定による適正処理困難物の指定をしようとするときは、あらかじめ八尾市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴くものとする。

（排出禁止物の指定）

第11条 市長は、条例第22条第1項各号のいずれかに該当するものとして排出禁止物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（一般廃棄物処理施設への受入れ基準等）

第12条 条例第23条第1項の規則で定める受入れ基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で発生した一般廃棄物であること。
- (2) 条例第22条第1項各号に掲げるものを除去してあること。
- (3) 可燃ごみ、資源ごみ、埋立ごみ、複雑ごみ、粗大ごみ等適正に分別して、それぞれ指定された一般

廃棄物処理施設に搬入すること。

- (4) 焼却し、破碎し、又は埋め立てることが困難な形状、量又は寸法のものでないこと。
- (5) 特定家庭用機器廃棄物でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設において、設備又は処理業務に支障を生じさせないものであること。

2 前項各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設への受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物の搬入方法等)

第13条 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）を市長の指定するごみ処理施設又は最終処分場に自ら搬入しようとする者は、一般廃棄物搬入申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、搬入物の受入れの適否を審査し、適合者には、搬入の指示を行うものとする。

(多量排出事業者)

第14条 条例第24条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小売業を行うための店舗の用に供される部分の延べ面積が1,000平方メートル以上である当該店舗で小売業を営む者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であつて、病床数100床以上を有する病院を開設している者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学校、高等学校、大学及び短期大学を設置している者
- (4) 2,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場又は旅館若しくはホテルにおいて営業を行う者
- (5) 事務所の用に供される部分の延べ面積が3,000平方メートル以上である当該事務所で事業活動を行う者

2 条例第24条第1項の事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関する実績報告書は、毎年、4月1日前1年間における実績に基づき、同日以後1年間の計画を事業系一般廃棄物減量計画等報告書（様式第2号）により作成し、その年の5月31日までに提出しなければならない。

(事業系廃棄物管理責任者)

第15条 条例第24条第2項の事業系廃棄物管理責任者は、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから選任しなければならない。

2 条例第24条第2項の規定による届出は、事業系廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第3号）により行うものとする。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準等)

第16条 条例第25条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物及び再利用の対象となる物（次号及び第3号において「再利用対象物等」という。）の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。
- (2) 再利用対象物等を明確に区別でき、かつ、十分に収納できる規模であること。
- (3) 再利用対象物等を衛生的に保管できること。

2 条例第25条第2項の事業用建築物のうち規則で定める大規模なものは、多量排出事業者がその事業を行う建築物とする。

3 条例第25条第2項の規定による事業系一般廃棄物の保管場所の届出は、廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書（様式第4号）により行うものとする。

(設置等の届出期限)

第17条 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出又は同条第7項の規定による一般廃棄物処理施設に係る変更の届出は、工事に着工する日の30日（一般廃棄物の最終処分場については60日）前までに行わなければならない。

(設置等に係る縦覧の告示)

第18条 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設（条例第26条に規定する対象施設をいう。以下同じ。）の名称及び設置の場所
- (2) 対象施設の種類及び当該対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の処理能力（当該対象施設が最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (4) 条例第26条に規定する生活環境影響調査の項目
- (5) 条例第26条に規定する調査書（以下「調査書」という。）を縦覧に供する場所、期間及び時間
- (6) 条例第27条第2項に規定する意見書（以下「意見書」という。）の提出先及び提出期限
- (7) その他市長が必要と認める事項

(縦覧の手続)

第19条 調査書の縦覧をしようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその他市長が必要と認める事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第20条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査書を許可なく縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 管理上必要な指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第21条 条例第27条第2項の規定により意見書を提出しようとする者は、次に掲げる事項を当該意見書に記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(一般廃棄物処理手数料の算定方法)

第22条 条例第30条第1項の一般廃棄物処理手数料（以下「一般廃棄物処理手数料」という。）であって月額をもって徴収するものについては、徴収すべき事実がその月の15日以前に生じたときはその月分から、その月の16日以後に生じたときはその翌月分から徴収する。ただし、し尿に係る一般廃棄物処理手数料のうち世帯割については、その事実が生じた月分から徴収する。

2 条例別表の事業用手数料のうち特別手数料（以下「事業用特別手数料」という。）については、月の途中で収集を中止したときは、中止した日がその月の15日以前の場合は前月分までの月額を、その月の16日以後の場合は当該月分までの月額を徴収する。ただし、収集の開始から中止までの期間が1月に満たないときの事業用特別手数料は、1月分とする。

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第23条 一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。

- (1) 事業用特別手数料 3月分を一括して徴収する。
- (2) 終末処分に係る手数料 そのつど徴収する。

- (3) 臨時手数料 そのつど徴収する。
 - (4) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 そのつど徴収する。
 - (5) し尿に係る普通手数料 2月分を一括して徴収する。
 - (6) し尿に係る特殊手数料 そのつど徴収する。
 - (7) 飼養する動物の死体 そのつど徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者に対しては、一般廃棄物処理手数料を分納させ、又は他の方法で徴収することができる。
- 3 事業用特別手数料の納期は四半期ごととし、その納期限については4月分から6月分までを4月末日、7月分から9月分までを7月末日、10月分から12月分までを10月末日、1月分から3月分までを1月末日とする。ただし、納期の途中で収集を開始し、変更し、又は中止したときの当該納期に係る納期限は、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料の還付)

第24条 市長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について一般廃棄物処理手数料を還付する。

- (1) 条例別表の事業用手数料のうちの基本手数料を納付した者から当該基本手数料に係る未使用の指定袋の返還があった場合 当該未使用の指定袋に係る既納手数料の全額
 - (2) 既納の事業用特別手数料の算定基礎となった排出量の変更等により当該事業用特別手数料に過納額が生じた場合 当該過納額
- 2 一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、速やかに事業用手数料還付申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第25条 条例第31条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に定めるところにより行うことができる。

- (1) 天災又は火災による被害を受けた住宅から発生した家庭系廃棄物を当該被害を受けた者が処分する場合 免除
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者が排出する家庭系廃棄物を臨時に処理する場合 免除
- (3) その他市長が特に必要と認める場合 減額又は免除

2 事業者（国及び地方公共団体を含む。）に係る一般廃棄物処理手数料については、減免しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料については、減免しないものとする。

4 第1項第3号の規定により減額する額は、市長が別に定める。

5 第1項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災又は火災の場合であって市長が特に認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第26条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業（同項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬の業をいう。以下同じ。）の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者（以下これらの者を「収集運搬業申請者」という。）は、一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画調書（様式第8号）
- (2) 事務所又は営業所にあつては付近の見取図、車庫にあつてはその平面図及び付近の見取図、積替施

設又は保管施設にあってはその平面図及び立面図並びに付近の見取図

- (3) 収集運搬業申請者が前号に規定する施設の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (4) 収集運搬業申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- (5) 収集運搬業申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- (6) 収集運搬業申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書（様式第9号）
- (7) 従業者名簿（様式第10号）及び事業の用に供する車両の運転業務に就く従業者の運転免許証の写し
- (8) 収集運搬業申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては、その代表者の印鑑証明書）
- (9) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書（様式第11号）
- (10) 収集運搬業申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (11) 収集運搬業申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (12) 契約（予定）者名簿（様式第12号）及び当該契約者との契約書（契約予定者の場合は、これに類するもの）の写し
- (13) 事業の用に供する車両及び器材の一覧表（様式第13号）
- (14) 収集運搬車両の正面、両側面及び後面の写真
- (15) 収集運搬車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車任意保険証の写し
- (16) 収集運搬業申請者が収集運搬車両の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (17) 人員配置図（様式第14号）
- (18) 誓約書（様式第15号）
- (19) その他市長が必要と認める書類及び図面
（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第27条 一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収集運搬業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号）第8条第1項の規定による警告を受けたものにあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
- (2) 収集運搬業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
- (3) 収集運搬業申請者が法人の場合にあつては、その役員又は法第7条第5項第4号へ及びりの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (4) 収集運搬業申請者が法人の場合にあつては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
- (5) 収集運搬業申請者が個人の場合にあつては、法第7条第5項第4号へ及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (6) 収集運搬業申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (7) 市内に独立した事務所又は営業所を有していること。
- (8) 前号に規定する事務所又は営業所に従業員を常駐させていること。
- (9) 収集運搬車両は、非常時における代替車両が確保され、かつ、原則として自ら所有していること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）。
- (10) 収集運搬車両は、近畿運輸局大阪運輸支局管轄区域内の登録とし、本市域内の一般廃棄物の収集又は運搬に限り使用する専用車両とすること。

- (1) 市内に収集運搬車両を衛生的に保管できる車庫を有し、かつ、当該車庫の使用に関する権原を有していること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。

2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の条件)

第28条 市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (2) 収集した一般廃棄物は、第12条第1項各号に掲げる基準に従い、市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入するものとし、搬入については市長が指定する日時に行うこと。
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物処理施設への搬入については、市長が指示する分別形態とすること。
- (4) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (5) 保管容器又は積替容器については、静置又は作業中に一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れないものとし、使用目的に適合した数量を十分に具備すること。
- (6) 一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬車両は塵芥収集車を原則として最大積載量は1台につき4トン以下のものとし、一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥に限る。）の収集運搬車両はバキューム車を原則として最大積載量は1台につき10トン以下のものとする。ただし、特別の事情により他の車両を使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (7) 収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、他の用途に使用することがないようにするとともに、常に整備し、及び良好で清潔な状態を確保すること。
- (8) 車両標識等については、市長の指示に従うこと。
- (9) 産業廃棄物及び本市域外において収集した一般廃棄物を市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入しないこと。
- (10) 市が推進する環境施策に積極的に協力すること。
- (11) 許可に伴う一般廃棄物の収集及び運搬の量の実績が市長の定める量以上であること。
- (12) その他市長が必要と認めること。

(一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可)

第29条 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 前2条の規定は、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第30条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第26条各号（第6号を除く。）に掲げる書類。この場合において、これらの規定中「収集運搬業申請者」とあるのは、「清掃業許可申請者」とする。
- (2) 浄化槽汚泥に係る一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し

- (3) 清掃業許可申請者が浄化槽法第36条第2号（ホを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 清掃業許可申請者が環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条各号に掲げる技術上の基準に適合している旨を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面
（浄化槽清掃業の許可の基準）

第31条 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清掃業許可申請者が本市に事務所又は営業所を有していること。
- (2) 清掃業許可申請者が自らその業務を実施すること。
- (3) 清掃業許可申請者にあつては、環境省関係浄化槽法施行規則第11条各号に掲げる技術上の基準に適合するために必要な器具及び人員を有し、かつ、その業務を的確に遂行できる能力を有すること。

2 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業の許可の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物処分業の許可の申請）

第32条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業（同項に規定する一般廃棄物の処分の業をいう。以下同じ。）の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者（以下これらの者を「処分業申請者」という。）は、一般廃棄物処分業許可（更新）申請書（様式第18号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画調書
- (2) 一般廃棄物の処分の用に供する一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする当該施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が最終処分場である場合には、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を含む。）
- (3) 処分業申請者が前号に規定する施設の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (4) 処分業申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- (5) 処分業申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- (6) 処分業申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書
- (7) 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を行おうとする場合にあつては、当該処分後の処理方法を記載した書類
- (8) 従業者名簿
- (9) 処分業申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては、その代表者の印鑑証明書）
- (10) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書
- (11) 処分業申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (12) 処分業申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (13) 事業の用に供する設備及び器材の一覧表
- (14) 処分業申請者が一般廃棄物の処分の用に供する車両の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (15) 人員配置図
- (16) 誓約書
- (17) その他市長が必要と認める書類及び図面

（一般廃棄物処分業の許可の基準）

第33条 一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 処分業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例第8条第1項の規定による警告を受けたもの

にあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。

- (2) 処分業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
- (3) 処分業申請者が法人の場合にあつては、その役員又は法第7条第5項第4号へ及びりの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (4) 処分業申請者が法人の場合にあつては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
- (5) 処分業申請者が個人の場合にあつては、法第7条第5項第4号へ及び別の政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (6) 処分業申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。

2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可）

第34条 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 前条の規定は、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

（変更の届出）

第35条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出又は浄化槽法第37条の規定による届出をしようとする者は、許可申請事項変更届出書（様式第20号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第36条 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出又は浄化槽法第38条の規定による届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業廃止等届出書（様式第21号）に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

（許可証の交付等）

第37条 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可又は許可の更新の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、許可又は許可の更新の適否を決定する。

2 市長は、法第7条第1項の許可をし、同条第2項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第22号）を交付する。

3 市長は、法第7条第6項の許可をし、同条第7項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（様式第23号）を交付する。

4 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（様式第24号）を交付する。

5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者（以下これらの者を「一般廃棄物処理業者」という。）並びに浄化槽清掃業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書（様式第25号）により市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

（許可車両等の表示）

第38条 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬車両（次条第1項の規定による許可に係

る車両を除く。)には、車体の両側面に長方形の黒色地に白色の文字で「八尾市許可 番号」(番号の部分は、一般廃棄物収集運搬業許可証に記載された当該許可に係る番号とすること。)と表示しなければならない。

(代替車両)

第39条 一般廃棄物収集運搬業者は、その許可に係る収集運搬車両(第4項において「本来の収集運搬車両」という。)のやむを得ない事由により、当該収集運搬車両が使用できない場合において、当該収集運搬車両以外の車両を臨時に使用しようとするときは、あらかじめ代替車両使用許可申請書(様式第26号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可に係る車両について、車両承認証(様式第27号)を交付するものとする。

3 前項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、常にこれを当該第1項の規定による許可に係る車両の所定の部分に貼付しておかなければならない。

4 第2項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該車両承認証を市長に返納しなければならない。

(1) 車両承認証の有効期間が満了したとき。

(2) 本来の収集運搬車両が使用できるようになったとき。

(許可の取消し等)

第40条 市長は、条例第38条の規定による許可の取消しをするときは許可取消書(様式第28号)により、同条の規定による事業の全部又は一部の停止の命令をするときは業務停止命令書(様式第29号)により、それぞれ行うものとする。

2 市長は、条例第38条の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたために生じた損害については、その責めを負わない。

(一般廃棄物処理業審査委員会)

第41条 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可及び許可の更新の適否に係る事項並びに条例第38条に規定する許可の取消し等に係る事項の審査のため、一般廃棄物処理業審査委員会を置く。

2 前項に規定する一般廃棄物処理業審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物処理状況の報告)

第42条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、毎月10日までに、前月の当該許可に係る事業又は業務の状況について一般廃棄物処理状況報告書(様式第30号から様式第33号まで)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第43条 条例第43条第2項に規定する証明書の様式は、様式第34号のとおりとする。

(技能長、作業長及び清掃指導員)

第44条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分又は浄化槽の清掃に関する業務を指揮監督するため、環境部環境事業課に技能長及び作業長を、同部資源循環課及び環境施設課に清掃指導員を置くことができる。

2 技能長は、八尾市事務分掌規則(昭和38年八尾市規則第180号)第3条第3項に規定する業務長を補佐するとともに、上司の命を受けて担任業務を掌理する。

3 作業長及び清掃指導員は、上司の命を受けて担任業務を掌理する。

4 技能長、作業長及び清掃指導員は、本市職員のうちから市長が任命する。

(主任)

第45条 作業長を補佐し、業務の円滑な運営を図るため、環境部環境事業課に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受けて担任業務を掌理し、技能員及び労務員を指揮する。

3 主任は、環境部環境事業課に属する職員のうちから環境部長が任命する。

(その他)

第46条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年3月30日規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○ 八 尾 市 廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会 規 則

平成12年2月24日
規則第1号

改正 平成18年2月7日規則第3号
平成19年1月15日規則第1号

八尾市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年八尾市条例第27号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定により、八尾市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び定数)

第2条 条例第10条第2項第3号に規定する委員は、市長が審議会委員として公募し、当該公募に応じた市民の中から市長が別に定める方法により選考した委員とする。

- 2 市長が委嘱する委員の定数は次のとおりとする。
 - (1) 条例第10条第2項第1号に規定する者 5人
 - (2) 条例第10条第2項第2号に規定する者 10人
 - (3) 条例第10条第2項第3号に規定する者 5人

(定数の特例)

第3条 市長は、一般廃棄物の減量化対策等を実効あるものとするため、特に必要があると認めたときは、前条第2項各号の委員の定数を超えて委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係があるものの出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開するものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、前項の規定にかかわらず、非公開とすることができる。
- 3 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、別に市長が定める。

(専門部会)

第8条 審議会は必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（以下「部会委員」という。）の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 学識経験を有する委員 日額 21,000 円
 - (2) その他の委員 会議に出席した日1日につき特別職の職員で非常勤の職員のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八尾市条例第166号)別表中「その他の委員」について定める額
- 2 前項の規定にかかわらず、本市の職員については、前項各号の報酬を支給しない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境部において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定(公募に関する部分に限る。)は、平成12年2月17日から適用する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に行われる審議会その他会長及び会長の職務を代理する副会長が欠けている場合における審議会の会議は、市長が招集する。
- 3 前項の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長が指名する部会の委員」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年2月7日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年1月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

○ 八 尾 市 あ き 地 の 適 正 管 理 に 関 す る 条 例

昭和51年3月31日
条例第23号

改正 平成4年3月31日条例第4号
平成8年3月29日条例第16号

八尾市あき地の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号）第11条第3項及び第12条の規定に基づき、あき地の管理を適正に行うことによつて、市民の健康で快適な生活環境及び自然環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に人が使用していない土地、人が使用していても相当の空閑部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地及びその他野積み場、青空駐車場、河川敷、軌道敷、ため池の堤とう地等適正に管理する必要がある土地で規則で定めるものをいう。
- (2) あき地の管理者 当該あき地の管理について権原を有する者をいう。
- (3) 不良状態 あき地が、雑草の繁茂若しくは湿地の状態又は廃棄物の投棄を招く原因となる状態であつて、次のいずれかに該当すると認められる状態をいう。
 - ア 人の健康を害し、又は害するおそれのあるとき。
 - イ 犯罪又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき。
 - ウ 周囲の美観を著しく害するとき。
 - エ その他人の健康で安全かつ快適な生活環境又は自然環境を著しく害するおそれがあるとき。

(あき地の管理者の義務)

第3条 あき地の管理者は、当該あき地を適正に管理して常に良好な環境の保持に努め、廃棄物等が不法に投棄されないよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら周囲の清潔を保持するように努め、地域の生活環境及び自然環境が害されることのないよう監視するとともに、市長が実施するあき地の適正な管理に関する施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、良好な生活環境及び自然環境を確保するため、あき地の適正な管理について総合施策を策定し、実施しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 市長は、あき地が不良状態にあると認めるとき、又は不良状態になるおそれがあると認めるときは、あき地の管理者に対し、雑草若しくは廃棄物の除去又は廃棄物の投棄の防止若しくは危険の防止のための施設を設置する等その状態に適した必要な措置をとるよう指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第7条 市長は、あき地の管理者が前条の規定による勧告に基づく必要な措置をとらないため、当該あき地の近隣住民の生命若しくは身体に危害が及ぶおそれがあるとき、又は生活環境若しくは自然環境を著しく害していると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、不良状態の解消について必要な措置をとるよう期限を定めて命令することができる。

(公表)

第8条 市長は、あき地の管理者が前条の規定による措置命令に従わないときは、これを公表することができる。

(代執行)

第9条 第7条の規定による措置命令に従わない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、市長は、行政代執

行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自らあき地の管理者がなすべき行為を行い、又は第三者に行わせ、その費用を当該あき地の管理者から徴収することができる。

（措置請求）

第10条 市長は、あき地が著しく不良状態にあるときは、市長に対し、必要な措置を講ずるよう申出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、この条例の規定に基づいて必要な措置を講じ、その旨を申出人に通知するものとする。

（立入調査等）

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、あき地を立入調査させ、又は関係者に対する必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を常に携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（報告の聴取）

第12条 市長は、300平方メートル以上のあき地の管理者に対し、あき地の適正な管理上必要があると認めるときは、当該あき地の利用計画及び管理計画を報告させることができる。

（あき地の活用）

第13条 市長は、あき地の適正な管理と地域住民の福祉の向上を図るため、必要があると認めるときは、当該あき地の活用について、当該あき地の管理者と協議することができる。

（助成）

第14条 市長は、あき地の管理者が前条の規定による協議により当該あき地を無償で公共の利用に供する場合において、必要があると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、規則で定めるところにより助成の措置を講ずることができる。

（罰則）

第15条 第7条の規定による措置命令に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

2 第11条第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げた者は、30,000円以下の罰金に処する。

3 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30,000円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第7条の規定による措置命令に違反したとき、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、若しくは妨げたとき、又は第12条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和51年規則第36号で昭和51年9月1日から施行）

附 則（平成4年3月31日条例第4号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第16号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

○ 八 尾 市 あ き 地 の 適 正 管 理 に 関 す る 条 例 施 行 規 則

昭和51年8月31日
規則第37号

改正 昭和54年6月18日規則第20号
昭和59年11月14日規則第42号
昭和61年4月1日規則第7号
平成元年4月26日規則第19号
平成8年3月29日規則第10号
平成9年3月31日規則第7号

八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市あき地の適正管理に関する条例（昭和51年八尾市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号の規定による適正に管理する必要がある土地とは、野積み場、青空駐車場、河川敷、道路敷、軌道敷、鉄塔敷、ため池の堤とう地、沼地その他これらに類するものをいう。
2 条例第3条の規定によるあき地の適正な管理とは、雑草の除去、さく、立札の設置、廃棄物の処理及び危険物の除去等をいう。

(業者のあっせん等)

第3条 市長は、あき地の管理者の依頼により、雑草の刈取り業者若しくは廃棄物の処理業者等のあっせん又は草刈機の貸出し等を行うものとする。
2 前項に定める業者のあっせん又は草刈機の貸出しを受けようとする者は、あき地の整備実施業者あっせん申込書（様式第1号）又は草刈機借受申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(勧告)

第4条 条例第6条の規定による勧告は、あき地の適正管理勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(措置命令)

第5条 条例第7条の規定による措置命令は、あき地の適正管理命令書（様式第4号）により行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査職員証（様式第5号）によるものとする。

(活用の方法)

第7条 条例第13条の規定によるあき地の活用とは、次の各号に掲げる用途であって、面積が300平方メートル以上あるあき地を継続して5年間以上無償で公共の利用に供することをいう。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 子供の遊び場
- (2) 花園、農園その他これらに類するもの

(助成措置)

第8条 条例第14条の規定による助成とは、当該あき地にかかる八尾市市税条例（昭和34年八尾市条例第196号）の規定による固定資産税及び都市計画税の減額又は免除をいう。

附 則

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月18日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年11月14日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則の規定は、

昭和59年11月1日から適用する。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第10号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第7号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

○ 八 尾 市 立 衛 生 処 理 場 条 例

昭和 37 年 4 月 3 日
条例第 213 号

改正 昭和 43 年 3 月 30 日条例第 10 号
昭和 51 年 3 月 31 日条例第 12 号
平成 7 年 3 月 20 日条例第 7 号
平成 18 年 3 月 31 日条例第 13 号

八尾市立衛生処理場条例

第 1 条 本市は、環境衛生の向上をはかるため、し尿処理施設を設置する。

第 2 条 前条の施設の位置及び名称は、次のとおりとする。

位 置 八尾市上尾町八丁目 24 番地の 1
名 称 八尾市立衛生処理場

第 3 条 処理場において、し尿及びし尿浄化槽汚泥を処理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第 4 条及び第 5 条 削除

第 6 条 この条例に定めるもののほか、処理場の組織及び管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 3 月 30 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の搬入に係るものから適用する。

附 則 (平成 7 年 3 月 20 日条例第 7 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○ 八 尾 市 立 衛 生 処 理 場 条 例 施 行 規 則

昭和 37 年 5 月 9 日
規則第 166 号

改正 昭和 39 年 1 月 18 日規則第 2 号
昭和 43 年 4 月 1 日規則第 6 号
昭和 47 年 5 月 29 日規則第 23 号
昭和 50 年 8 月 6 日規則第 32 号
平成元年 4 月 26 日規則第 19 号
平成 7 年 3 月 20 日規則第 6 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 14 号

八尾市立衛生処理場条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、八尾市立衛生処理場条例（昭和 37 年八尾市条例第 213 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第 2 条 条例第 3 条の許可を受けようとする者は、処理場使用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、処理場の使用を許可したときは、処理場使用許可書（様式第 2 号）を交付する。

(許可の制限)

第 3 条 市長は、処理計画を変更したとき、その他特に必要があると認める場合は、し尿及びし尿浄化槽汚泥の搬入量を制限することがある。

第 4 条から第 6 条まで 削除

(許可の取消し)

第 7 条 条例第 3 条の許可を受けた者が、次の各号の 1 に該当するときは、市長はその許可を取り消すことができる。

(1) 処理場の施設を損傷し、その機能に障害を与えるような行為をしたとき。

(2) その他市長の指示に従わないとき。

(損害の賠償)

第 8 条 処理場の施設を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和 37 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 39 年 1 月 18 日規則第 2 号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 38 年 8 月 1 日から適用する。

2 改正前の様式第 3 号については、なお当分の間効力を有する。

附 則（昭和 43 年 4 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 5 月 29 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 8 月 6 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 50 年 7 月 21 日から適用する。

附 則（昭和 51 年 3 月 31 日規則第 13 号）

1 この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 当分の間、この規則による改正前の様式第3号に掲げる使用券の合計額が500円となるときは、当該使用券をこの規則による改正後の様式第3号に掲げる500円券1枚とみなして使用することができる。

附 則（平成元年4月26日規則第19号）
この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成7年3月20日規則第6号）
- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
 - 2 当分の間、この規則による改正前の八尾市立衛生処理場条例施行規則第4条第2項に定める使用券は、この規則による改正後の八尾市立衛生処理場条例施行規則第4条の使用料の一部として、使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第14号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○ 八 尾 市 斎 場 条 例

昭和43年3月30日
条例第15号

改正 昭和47年12月21日条例第36号
昭和53年3月30日条例第7号
昭和59年3月31日条例第7号
平成13年9月28日条例第27号

八尾市斎場条例

八尾市火葬場条例（昭和25年八尾市条例第20号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に八尾市立斎場（以下「斎場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立斎場

位置 八尾市南植松町三丁目50番地の3

（業務）

第1条の2 斎場は、火葬に関する業務を行う。

（施設）

第1条の3 斎場に次の施設を置く。

（1）火葬室

（2）霊安室

（3）待合室

（使用の許可）

第2条 斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第3条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第4条 本市の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているもの等市長が特別の理由があると認めるものに対しては、使用料を減免することができる。

（使用料の返還）

第5条 既納の使用料は、市長が特別の理由があると認める場合のほか、これを返還しない。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年12月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年11月6日から適用する。

附 則（昭和53年3月30日条例第7号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第7号）

1 この条例は、昭和59年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の八尾市火葬場条例の規定は、施行日以後の火葬場の使用に係るものについて適用する。

附 則 (平成13年9月28日条例第26号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成13年規則第36号で平成14年2月1日から施行)

2 この条例による改正後の八尾市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の八尾市立斎場の使用に係るものについて適用する。

別表 (第3条関係)

施設名	区 分		使 用 料	
			本市の住民	本市の住民でない者
火葬室	大人(満12歳以上)の死体	1体	14,000円	42,000円
	小人(満12歳未満)の死体	1体	8,400円	25,200円
	死 産 児	1体	2,800円	8,400円
	切断された身体の一部		2,000円	6,000円
霊安室	安置1日につき	1体	2,000円	6,000円
待合室	1 室		1回10,000円以内で 規則で定める額	1回30,000円以内で 規則で定める額

備考1 この表において「本市の住民」とは、死亡当時の住所が本市にあった者又は使用申請者の住所が本市にある者をいう。

2 この表において「待合室」とは、規則で定めるものをいう。

○ 八 尾 市 斎 場 条 例 施 行 規 則

昭和50年6月7日
規則第21号

改正 昭和50年8月6日規則第32号
昭和53年4月1日規則第16号
昭和59年4月28日規則第22号
昭和61年4月1日規則第7号
平成3年1月7日規則第2号
平成4年4月1日規則第9号
平成13年12月25日規則第36号
平成16年12月22日規則第47号

八尾市斎場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市斎場条例(昭和43年八尾市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 八尾市立斎場(以下「斎場」という。)の休場日は、1月1日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、臨時に休場することができる。

(申請及び許可)

第3条 条例第2条の規定により斎場の使用の許可を受けようとする者は、八尾市立斎場使用許可申請書(様式第1号)に火葬許可証又は改葬許可証を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 条例別表備考2の規則で定める待合室とは、斎場2階の和室2室をいい(以下「待合室」という。)、待合室の使用の許可を受けようとする者は、待合室を使用する時において、八尾市立斎場待合室使用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の使用の許可は、八尾市立斎場使用許可証(様式第3号)又は八尾市立斎場待合室使用許可証(様式第4号)を交付して行う。
- 4 第1項及び第2項の使用の許可を受けた者は、その権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用時間等)

第4条 斎場の使用時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

- 2 前条に規定する使用の許可の時間が、午後4時までのものについては即日骨揚げとし、午後4時を過ぎたものについては翌日骨揚げとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第4条の規定により使用料を減額又は免除することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市の住民で生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているもの
免除
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条第1項の規定に該当する者 免除
- (3) その他市長において特別の事由があると認めた者 減額又は免除

(使用料の返還)

第6条 条例第5条の規定により使用料を返還することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により斎場を使用することができなくなった場合 既納の使用料の全額
- (2) その他市長が適当と認めた場合 既納の使用料のうち適当であると認めた額

(待合室の使用)

第7条 条例別表の待合室の項の規則で定める額とは、次の表のとおりとする。

施設名	区分	使用料	
		本市の住民	本市の住民でない者
待合室	和室 1室につき	3,000円	9,000円

- 2 待合室の使用は、おおむね2時間までとする。
- 3 待合室の利用者は、その使用を終了したときは、これを原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により、斎場の施設、附属設備等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第9条 斎場においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、附属設備等を汚し、又は傷つけるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 棺内に不燃物、爆発物その他危険物等を入れないこと。
- (4) 斎場の管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(遺体の搬入)

第10条 遺体は、納棺した状態で搬入しなければならない。

(焼骨の引取り)

第11条 使用者は、市長が指定した日時に焼骨を引き取らなければならない。

(細目)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、主管部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年8月6日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月21日から適用する。

附 則 (昭和53年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年4月28日規則第22号)

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日規則第7号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年1月7日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日規則第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年12月25日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八尾市斎場条例施行規則の規定は、平成14年2月1日以後の八尾市立斎場の使用に係るものについて適用する。

附 則 (平成16年12月22日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

(八尾市事務分掌規則の一部改正)

- 3 八尾市事務分掌規則 (昭和38年八尾市規則第180号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(八尾市公印規則の一部改正)

- 4 八尾市公印規則 (昭和33年八尾市規則第131号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

- 5 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則 (昭和31年八尾市規則第104号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

- 6 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当に関する規則（平成4年八尾市規則第2号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

○ 八 尾 市 立 斎 場 処 務 規 則

平成14年1月28日
規則第1号

八尾市立斎場処務規則

(目的)

第1条 この規則は、八尾市立斎場（以下「斎場」という。）の事務分掌及び事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 斎場に次の職員を置く。

- (1) 場 長 1 名
- (2) その他職員 若干名

(職務)

第3条 場長は、環境施設課長（以下「上司」という。）の命を受け、場務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所属職員は、場長の命を受けて、場務に従事する。

(分掌事務)

第4条 斎場の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 斎場の運営に関する事。
- (2) 斎場の使用に関する事。
- (3) 火葬に関する事。
- (4) 使用料及び手数料の徴収に関する事。

(帳簿)

第5条 斎場には、次に掲げる帳簿を備え、常にこれを整備しておかなければならない。

- (1) 火葬作業日誌
- (2) 備品台帳
- (3) 出勤簿
- (4) その他必要な帳簿

(業務報告)

第6条 場長は、毎月前月分の事務の処理状況を上司に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、その都度すみやかに報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

○ 八 尾 市 墓 地 条 例

平成 15 年 6 月 30 日
条例第 22 号

八尾市墓地条例

八尾市墓地条例（昭和 24 年八尾市条例第 51 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、八尾市立墓地（以下「墓地」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、その使用の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「墓所」とは、墳墓を設けるために区画された場所をいう。

（名称及び位置）

第 3 条 墓地の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（墓所使用の目的）

第 4 条 墓所は、焼骨及びこれに準ずるものの埋蔵又は墳墓の建立の目的以外に使用することができない。

（墓所使用の資格）

第 5 条 墓所を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

（墓所使用の許可）

第 6 条 墓所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
2 市長は、前項の許可（以下「墓所使用許可」という。）の際に墓地管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
3 市長は、墓所使用許可を受けた者（以下「墓所使用者」という。）に対し、墓所使用許可証を交付する。

（墓所使用料）

第 7 条 墓所使用許可を受けようとする者は、別表第 2 に定める墓所使用料を当該許可の際に納めなければならない。

（管理料）

第 8 条 墓所使用者は、墓地の維持管理（墳墓の清掃、修理等を除く。）に要する経費として別表第 3 に定める管理料を所定の時期に納めなければならない。

（墓所使用料等の減免）

第 9 条 市長は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による扶助を受けている者で墓所使用料及び管理料を負担することが困難であると認めるものには、墓所使用料及び管理料を減免することができる。

（墓所使用料等の還付）

第 10 条 既納の墓所使用料及び管理料は、還付しない。ただし、第 12 条の規定により墓所の返還を受けたとき、又は第 13 条第 1 項の規定により墓所使用許可を取り消したときは、別表第 4 の定めるところにより、既納の墓所使用料を還付する。

（墓所使用者の地位の承継）

第 11 条 墓所使用者の死亡その他の事由により、当該墓所使用者に代わって祖先の祭しを主宰する者は、市長の承認を得て当該墓所使用者の地位を承継することができる。
2 前項の規定により墓所使用者の地位を承継しようとする者は、その事由発生後直ちに市長に申請しなければならない。

(不要墓所の返還)

第12条 墓所使用者は、墳墓が不要になったときは、直ちに市長に届け出るとともに、当該墓所を原状に復し返還しなければならない。

(墓所使用許可の取消し)

第13条 墓所使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は墓所使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める目的以外に墓所を使用したとき。
 - (2) 墓所を譲渡又は転貸したとき。
 - (3) 墓所使用許可後1年を経過しても使用しないとき。ただし、碑表その他囲障を設けたときは、この限りでない。
 - (4) 墓所使用者が死亡した日から3年を経過しても第11条第2項の規定による申請がなされないとき。
 - (5) 墓所使用者が住所不明となり7年を経過しても第11条第2項の規定による申請がなされないとき。
 - (6) 管理料を3年間納めないとき。
 - (7) 法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定により墓所使用許可を取り消された者は、直ちに当該墓所を原状に復し返還しなければならない。
- 3 墓所使用許可を取り消された者が、当該墓所使用許可の取消しの日から1年以内に前項の措置を行わないときは、市長が代わって執行し、その費用を当該墓所使用許可を取り消された者から徴収する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

(墳墓の移転及び墓所の返還)

第14条 市長は、墓地の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、墳墓を移転させ、又は墓所を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により墳墓を移転させ、又は墓所を返還させようとするときは、あらかじめ墓所使用者にその旨を通知するとともに、その損失を補償しなければならない。

(墓所使用者の住所等変更)

第15条 墓所使用者は、本籍、住所、氏名その他墓所使用許可証の記載事項について異動が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(工作の許可)

第16条 墓所使用者は、墓碑の建立等の工作をしようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(焼骨等の埋蔵)

第17条 墓所使用者は、焼骨及びこれに準ずるものの埋蔵又は取出しをしようとするときは、そのつど市長に届け出なければならない。

(墓所使用者の義務)

第18条 墳墓の清掃、修理等は、すべて墓所使用者が行わなければならない。

- 2 墓所使用者が前項の規定に反し、かつ、墓地管理上市長が必要と認めるときは、市長が墳墓の清掃、修理等を行い、その費用を当該墓所使用者から徴収する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

(賠償又は補修)

第19条 墓所使用者が、他の墓所使用者の墳墓又は墓地の施設に損害を与えたときは、当該損害を与えた墓所使用者は、自己の負担により賠償又は補修しなければならない。

(管理責任)

第20条 災害、盗難等市の責めに帰さない事由により、墳墓が損害を受けたときは、市はその責めを負わない。

(禁止行為)

第21条 墓地内では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 物品販売等の営利行為
- (2) 墓地内の土地又は物件の損壊行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が墓地の管理上禁止することが必要と認める行為

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の墓所使用料及び第8条の管理料については、平成15年7月1日以後に墓所使用許可を受けた者から適用する。
- 3 この条例による改正前の八尾市墓地条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1 (第3条関係)

名 称	位 置
八尾市立久宝寺墓地	八尾市北久宝寺三丁目50番地
八尾市立龍華墓地	八尾市南植松町三丁目43番地
八尾市立西郡新墓地	八尾市高砂町一丁目8番地
八尾市立安中墓地	八尾市南本町九丁目22番地

別表第2 (第7条関係)

名 称	墓所使用料	
	単 位	金 額
八尾市立久宝寺墓地	1区画 (1平方メートル) につき	400,000円
八尾市立龍華墓地	1区画 (1平方メートル) につき	400,000円
八尾市立西郡新墓地	1区画 (1.5平方メートル) につき	51,000円
八尾市立安中墓地	1区画 (2.7平方メートル) につき	126,000円

別表第3 (第8条関係)

名 称	管 理 料	
	単 位	金額 (年額。ただし、4月1日から翌年の3月31日までとする。)
八尾市立久宝寺墓地	1平方メートルにつき	1,300円
八尾市立龍華墓地		
八尾市立西郡新墓地		
八尾市立安中墓地		

備考 墓所使用許可日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの1年の期間をいう。）における管理料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を1,300円に乗じて得た額とする。

墓所使用許可日の区分	率
4月1日から6月30日まで	100分の100
7月1日から9月30日まで	100分の75
10月1日から12月31日まで	100分の50
1月1日から3月31日まで	100分の25

別表第4（第10条関係）

区 分	墓所使用許可を受けてからの年数	還付金額
第12条の規定による墓所の返還	1年未満	既納墓所使用料の100分の80の額
	1年以上10年未満	既納墓所使用料の100分の50の額
	10年以上20年未満	既納墓所使用料の100分の20の額
第13条第1項の規定による墓所使用許可の取消し	10年未満	既納墓所使用料の100分の50の額
	10年以上20年未満	既納墓所使用料の100分の20の額

○ 八 尾 市 墓 地 条 例 施 行 規 則

平成 15 年 6 月 30 日
規則第 27 号

八尾市墓地条例施行規則

八尾市墓地条例施行規則（昭和 39 年八尾市規則第 30 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、八尾市墓地条例（平成 15 年八尾市条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（墓所使用の目的）

第 2 条 条例第 4 条及び第 17 条に規定するこれに準ずるものは、遺髪、遺品その他市長が適当と認めるものとする。

（墓所使用の資格）

第 3 条 条例第 5 条に規定する本市に住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者とする。

2 条例第 5 条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める者は、条例第 11 条第 1 項の規定による墓所使用者の地位を承継する者その他市長が必要と認める者とする。

（墓所使用許可の申請）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定により墓所使用許可を受けようとする者は、墓所使用許可申請書（様式第 1 号）に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 焼骨を保管している者及び改葬を予定している者

ア 住民票の写し（世帯全員の氏名、続柄及び本籍が記載されているものに限る。次号及び第 9 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は登録原票記載事項証明書（世帯全員の氏名、続柄及び在留の資格が記載されているものに限る。次号及び第 9 条第 1 項第 2 号において同じ。）

イ 墓所使用許可を受けようとする者と死亡者との続柄を確認できる除籍謄本等

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 前号に規定する以外の者

ア 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

イ その他市長が必要と認める書類

（墓所使用許可証）

第 5 条 条例第 6 条第 3 項の墓所使用許可証は、様式第 2 号のとおりとする。

（管理料の納付）

第 6 条 条例第 8 条に規定する管理料を納めなければならない所定の時期は、墓所使用許可日の属する年度にあっては当該墓所使用許可日とし、墓所使用許可日の属する年度以後にあっては当該年度の 5 月 31 日までとする。

2 管理料は、当該年度分の年額を前項に規定する時期に一括して納めなければならない。

（墓所使用料等の減免）

第 7 条 条例第 9 条の規定により、墓所使用料の減免を受けようとする者は墓所使用料減免申請書（様式第 3 号）を、管理料の減免を受けようとする者は墓地管理料減免申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（墓所使用料の還付）

第 8 条 条例第 10 条の規定により墓所使用料の還付を受けようとする者は、墓所使用料還付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（墓所使用者の地位の承継）

第 9 条 条例第 11 条第 2 項の規定により墓所使用者の地位を承継しようとする者は、墓所使用者地位承継申請書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 墓所使用許可証
 - (2) 承継しようとする者の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
 - (3) 使用者と承継しようとする者との続柄を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、墓所使用者の地位の承継を承認したときは、墓所使用許可証に必要事項の記入を行う。

(不要墓所の返還)

第10条 条例第12条の規定により使用している墓所を返還しようとする墓所使用者は、墓所返還届(様式第7号)に、墓所使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(墓所使用許可の取消し)

第11条 条例第13条第3項ただし書に規定する市長がやむを得ない事情があると認めるときは、費用を徴収すべき当該墓所使用許可を取り消された者の所在が不明であるときその他市長が必要と認めるときとする。

(住所等の変更届)

第12条 条例第15条に規定する異動の届出は、墓所使用者住所等変更届(様式第8号)に墓所使用許可証及び異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(工作の許可)

第13条 条例第16条の工作の許可(以下この条において「工作の許可」という。)を受けようとする墓所使用者は、墳墓工作許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 墓所使用許可証
 - (2) 工作物の図面
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、工作の許可をしたときは、墳墓工作許可証(様式第10号)を交付する。
- 3 工作の許可を受けた墓所使用者は、工作完了後、墳墓工作完了届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(墓碑等の基準)

第14条 墓所に設置する墓碑等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓碑及びこれに類するものの高さは、地面より1.8メートル以内とする。ただし、市長がこれによりがたいと認めるときは、この限りでない。
- (2) 墓碑の方向は、市長が定める方位とする。

(埋蔵等の届出)

第15条 条例第17条に規定する届出は、焼骨等埋蔵・取出し届(様式第12号)に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 焼骨を埋蔵するとき 火葬許可証(火葬執行証明済のものに限る。)、改葬許可証又は分骨証明書
- (2) 前号に規定する以外るとき 市長が必要と認める書類

(分骨証明書の発行)

第16条 墓所使用者が埋蔵している焼骨の分骨を行うときは、分骨証明交付申請書(墓地用)(様式第13号)を市長に提出し、分骨証明書(墓地用)(様式第14号)の交付を受けなければならない。

(墓所使用者の義務)

第17条 墓所使用者は、常に使用墳墓の清浄を維持し、使用墓所内の墓碑その他工作物の転倒等により、危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 条例第18条第2項ただし書に規定する市長がやむを得ない事情があると認めるときは、費用を徴収すべき当該墓所使用者の所在が不明であるときその他市長が必要と認めるときとする。

附 則

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の八尾市墓地条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

○ 八 尾 市 納 骨 堂 条 例

平成16年6月30日
条例第20号

八尾市納骨堂条例

(目的)

第1条 この条例は、八尾市立納骨堂（以下「納骨堂」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、その使用の適正化を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立納骨堂

位置 八尾市南植松町三丁目50番地の3

(使用の目的)

第3条 納骨堂は、焼骨等（焼骨及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の収蔵及びその祭しのために使用するものとする。

(使用の資格)

第4条 納骨堂を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 納骨堂を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）の際に納骨堂管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用許可証を交付する。

(使用期間及び更新)

第6条 納骨堂の使用期間は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、使用許可を受けた日（以下この項において「許可日」という。）が4月1日でない場合の当該使用期間は、許可日から許可日の属する年の翌々年（許可日が1月1日から3月31日までの日である場合にあっては、許可日の属する年の翌年）の3月31日までとする。

2 前項の使用期間は、更新することができる。

3 前項の規定により、使用期間の更新をしようとする使用者は、当該使用期間が満了する1月前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 使用許可を受けようとする者及び前条第3項の許可を受けようとする使用者は、焼骨等の収蔵のために区画された施設（以下「納骨壇」という。）の使用料を当該許可の際に納めなければならない。

2 使用料の額は、1区画2年につき12,000円とする。ただし、使用期間が2年に満たない場合の使用料の額は、500円に当該使用期間の月数（1月に満たない月についても1月とみなす。）を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する者が当該許可の申請を行う際に本市に住所を有していない場合の使用料の額は、前項に規定する使用料の額の100分の150に相当する額とする。

(使用料の免除)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第11条第1項第1号の規定により納骨壇の返還を受けた

ときは、500円に返還した日の属する月の翌月から当該使用期間満了までの月数を乗じて得た額を還付する。

(使用者の地位の承継)

第10条 使用者の死亡その他の事由により、当該使用者に代わって祖先の祭りを主宰する者は、市長の承認を得て当該使用者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、その事由発生後直ちに市長に申請しなければならない。

(納骨壇の返還)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに納骨壇に収蔵した焼骨等を引き取り、当該納骨壇を原状に復し返還しなければならない。

(1) 納骨壇を使用しなくなったとき。

(2) 使用期間が満了し、更新しないとき。

(3) 次条の規定により使用許可を取り消されたとき。

2 市長は、前項に規定する者が同項の措置を行わないときは、当該焼骨等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。

(使用許可の取消し)

第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する目的以外に納骨堂を使用したとき。

(2) 納骨堂の使用権を譲渡又は転貸したとき。

(3) 法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

(焼骨等の移転及び納骨壇の返還)

第13条 市長は、納骨堂の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、焼骨等を移転させ、又は納骨壇を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により焼骨等を移転させ、又は納骨壇を返還させようとするときは、あらかじめ使用者にその旨を通知するとともに、その損失を補償しなければならない。

(使用者の住所等変更)

第14条 使用者は、本籍、住所、氏名その他使用許可証の記載事項について異動が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(焼骨等の収蔵等)

第15条 使用者は、焼骨等の収蔵又は取出しをしようとするときは、そのつど市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第16条 納骨堂の施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項に規定する使用の申請については、この条例の施行の日前においても平成16年11月1日以後行うことができる。

○ 八 尾 市 納 骨 堂 条 例 施 行 規 則

平成17年1月14日
規則第2号

八尾市納骨堂条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市納骨堂条例（平成16年八尾市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休堂日)

第2条 八尾市立納骨堂（以下「納骨堂」という。）の休堂日は、1月1日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休堂することができる。

(開堂時間)

第3条 納骨堂の開堂時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開堂時間を変更することができる。

(焼骨等)

第4条 条例第3条に規定する焼骨は、骨つぼ等に収めなければならない。

2 条例第3条に規定するこれに準ずるものは、遺髪その他市長が適当と認めるものとする。

(使用の資格)

第5条 条例第4条に規定する本市に住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者とする。

2 条例第4条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める者は、条例第10条第1項の規定による使用者の地位を承継する者その他市長が必要と認める者とする。

(使用許可の申請)

第6条 条例第5条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、納骨堂使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（世帯全員の氏名、続柄及び本籍が記載されているものに限る。第11条第1項第2号において同じ。）又は登録原票記載事項証明書（世帯全員の氏名、続柄及び在留の資格が記載されているものに限る。第11条第1項第2号において同じ。）

(2) 使用許可を受けようとする者と死亡者との続柄を確認できる除籍謄本等

(3) その他市長が必要と認める書類

(使用許可証)

第7条 条例第5条第3項に規定する納骨堂使用許可証は、様式第2号のとおりとする。

(使用期間の更新)

第8条 条例第6条第3項の規定により使用期間の更新の許可を受けようとする者は、当該使用期間の満了する3月前から1月前までの間に、納骨堂使用許可更新申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第6条第3項の規定により使用期間の更新の許可を受けた者に対し、前条の納骨堂使用許可証を交付する。

(使用料の免除)

第9条 条例第8条の規定により使用料を免除することができる者は、次のとおりとする。

(1) 天災又は火災の被害を受け、特に市長が必要と認めた者

(2) 本市の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者

(3) 本市の住民で前年（第3項に規定する免除の申請日が1月1日から6月30日までの日である場合

にあつては、前々年。以下この号において同じ。) 中の当該世帯の所得の総額が、前年中の生活保護基準に準じて市長が定める基準額以下の世帯に属する者

(4) その他市長が特に必要と認めた者

2 使用料の免除の期間は、条例第6条第1項に規定する使用期間とし、使用期間を更新したときの使用料の免除の期間は、当該更新に係る期間とする。

3 条例第8条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、納骨壇使用料免除申請書(様式第4号)に免除事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、使用料の免除を決定したときは、納骨壇使用料免除通知書(様式第5号)を交付する。
(使用料の還付)

第10条 条例第9条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、納骨壇使用料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の地位の承継)

第11条 条例第10条第1項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、納骨堂使用者地位承継申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納骨堂使用許可証

(2) 承継しようとする者の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

(3) 使用者と承継しようとする者との続柄を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、使用者の地位の承継を承認したときは、納骨堂使用許可証に必要事項の記入を行う。

(納骨壇の返還)

第12条 条例第11条第1項の規定により使用している納骨壇を返還しようとする使用者は、納骨壇返還届(様式第8号)に納骨堂使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(焼骨等の移転等)

第13条 市長は、条例第11条第2項の規定により、当該焼骨等を保管庫等に移転し、当該使用者が住所不明となり7年を経過しても条例第11条第1項の措置を行わないときは、当該焼骨等を無縁墳墓等に改葬することができる。

(分骨証明書の発行)

第14条 使用者が収蔵している焼骨の分骨を行うときは、分骨証明交付申請書(納骨堂用)(様式第9号)を市長に提出し、分骨証明書(納骨堂用)(様式第10号)の交付を受けなければならない。

(住所等の変更届)

第15条 条例第14条に規定する異動の届出は、納骨堂使用者住所等変更届(様式第11号)に納骨堂使用許可証及び異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(収蔵等の届出)

第16条 条例第15条に規定する届出は、焼骨等収蔵・取出し届(様式第12号)に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 焼骨を収蔵するとき 火葬許可証(火葬執行証明済みのものに限る。)、改葬許可証又は分骨証明書

(2) 前号に規定する以外るとき 市長が必要と認める書類

(遵守事項)

第17条 納骨堂においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 納骨堂の施設、附属設備等を汚し、又は傷つけるおそれのある行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (4) 納骨堂の管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

附 則

この規則は、平成17年1月15日から施行する。